

## 第6回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年12月25日（水）午後2時30分～午後3時40分

2 開催場所 加津佐総合福祉センター 2階 多目的ホール

3 出席委員  
(農業委員)

|      |          |      |      |      |       |      |      |
|------|----------|------|------|------|-------|------|------|
| 1 番  | 相良栄一郎    | 2 番  | 馬場正国 | 3 番  | 中川繁憲  | 5 番  | 寺田俊秀 |
| 6 番  | 宮崎陽一     | 7 番  | 神崎好史 | 8 番  | 植木健太郎 | 9 番  | 石橋浩昭 |
| 10 番 | 山崎伸吾     | 11 番 | 寺田健蔵 | 12 番 | 山下勝也  | 13 番 | 濱本康弘 |
| 14 番 | 浅田修弘     | 15 番 | 内田一郎 | 16 番 | 伊崎美代子 | 17 番 | 水田 勇 |
| 18 番 | 金子初夫     |      |      |      |       |      |      |
|      | 会長 太田香代子 |      |      |      |       |      |      |

(農地利用最適化推進委員)

|      |       |      |      |      |      |      |      |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 20 番 | 入江泰子  | 21 番 | 中野裕二 | 23 番 | 松尾和昭 | 24 番 | 山口俊一 |
| 25 番 | 田中芳邦  | 28 番 | 本多正敬 | 29 番 | 岡田裕弥 | 30 番 | 原田久也 |
| 32 番 | 三宅東英  | 33 番 | 飛永敏博 | 34 番 | 本多 力 | 37 番 | 田中昭博 |
| 39 番 | 山本敏晴  | 41 番 | 本田勝彦 | 43 番 | 金井圭司 | 44 番 | 石橋正浩 |
| 46 番 | 本多信之介 | 48 番 | 太田保則 |      |      |      |      |

4 欠席委員  
(農業委員)

4 番 楠田耕三

(農地利用最適化推進委員)

|      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 19 番 | 増田孝徳 | 22 番 | 末吉秀明 | 26 番 | 吉岡長久 | 27 番 | 林田浩也 |
| 31 番 | 本多晋介 | 35 番 | 中山秀樹 | 36 番 | 田中八郎 | 38 番 | 荒木健一 |
| 40 番 | 宮崎 努 | 42 番 | 柴内成世 | 45 番 | 兼俵朝樹 | 47 番 | 木下勝徳 |

5 議事録署名委員 11 番 寺田健蔵 12 番 山下勝也

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 円口智仁 塩田一幸

[ 日 程 ]

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第21号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第22号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第6回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、4番の楠田委員、19番増田委員、22番末吉委員、26番吉岡委員、27番林田委員、31番本多委員、35番中山委員、36番田中委員、38番荒木委員、40番宮崎委員、42番柴内委員、45番兼俵委員、47番木下委員のほうから欠席の報告があっております。ただいま農業委員が1名、推進委員が12名、この方々から欠席の届出があっております。なお、14番の浅田委員からは若干遅れる報告があっておりますのでご報告いたします。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いします。

議長 皆様、こんにちは。

本日は、第6回南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会に参加してまいりました。開会に当たり、国井会長から、同会議所創立から70年にわたる農業情勢と農業委員会組織・制度の変遷を振り返り、「決意も新たに、農業・農村の振興・発展に向けて強い信念と誇りを持って共に頑張ろうではありませんか」との呼びかけがございました。

皆様ご承知のとおり、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が本年5月に成立し、25年ぶりに改正されました。主な改正点は、1、食料安全保障の確保、2、環境と調和の取れた食料システムの確立、3、農業の持続的な発展、4、農村の振興となっております。簡単に言いますと、国の自給率を上げるのに国が力を入れるということです。特に地域計画策定については、令和7年3月までに行うこととなっており、農業施策において大きな変換点となります。

このように国の施策が変わっていく中、農業委員会の役割も大きくなっていくことから、私たちも遅れることなく頑張っていきたいと思います。

また、本日は、総会終了後に新規事業検討会、農業者年金制度研修会を予定しております。長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いいたします。

事務局から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に11番寺田委員、12番山下委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議事に入ります前に、追加議案が提出されておりますので、事務局より説明を求めます。

事務局（〇〇） 着座にて説明をさせていただきます。

農地利用最適化推進委員から農業委員会会長宛てに辞任届の提出があっておりますので、この件について、南島原市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、議案第22号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任についてとして追加上程いたします。

なお、審議につきましては、議案第21号の次に審議いただきますようお願いいたします。ま

た、議案は議案第21号の審議終了後に皆様のほうにお配りいたしますのでご了承いただければと思っております。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がございましたとおり承認することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、説明どおり審議することに決定いたします。

それでは、2ページ、議案に入らせていただきます。

**議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) どうも皆さん、お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

私のほうから議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

今月につきましては、贈与1件の2, 876平米のみとなっております。

(議案第19号 番号1を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番の案件は西有家の案件ですが、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題なし」との声)

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がございませんので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号1から番号3は一体案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。ページにつきましては、3ページから4ページ、5ページになります。

まず、3ページから説明いたします。

番号1、布津町の〇〇さんから佐賀県の〇〇さん、布津町の〇〇さん、こちらは持分2分の1ずつということになります。土地につきましては、布津町〇〇番〇、地目が畑で面積が188平米となっております。こちらにつきましては、転用の目的は、番号2番、3番で説明します宅地の進入路用地となっております。申請地を譲り受けて進入路としたいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可あり次第永久年で、それぞれ2分の1ずつを共有になるということでございます。

最大0.1mの盛土、最大0.1mの切土を行い、整地を行い、セレクトによる仕上げで、西側は既存の間地ブロックがあり、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、新設される溜枡を経由し、道路側溝のほうへ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、今回はありません。資金につきましては、転用者それぞれ2分の1を負担し、一方のほうは自己資金になります。もう一方のほうは借入金により賄われます。

次、4ページをお願いいたします。

番号2です。こちらが布津町の〇〇さんから佐賀県の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目が畑で面積が456平米になります。こちらは住宅用地として建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買、許可あり次第永久年となっております。

こちらにつきましては、一般個人住宅、木造平家建て、建築面積114.91平米となっております。駐車場3台分確保し、一部家庭菜園を設置するという予定です。最大0.6mの盛土、最大0.1mの切土を行い、整地を行います。市道側と海側のほうにつきましては既存の擁壁があり、ブロック塀を設置し、隣接の〇〇番〇との境界にはブロック塀を設置し、土砂の流出の心配はないということでございます。雨水につきましては敷地内に集水枡を新設し、先ほど番号1のほうで説明しました溜枡のほうを経由させて道路側溝のほうへ放流する予定となっております。汚水・雑排水につきましても合併浄化槽を経由して、雨水と同様のルートで道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。

次、5ページになります。

番号3になります。布津町の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目は畑で面積が410平米となっております。こちらも転用目的は住宅用地で、申請地を譲り受けて家を建設するというところでございます。権利の内容につきましては、売買の許可あり次第永久年となっております。

こちら木造平家建て、建築面積は88.29平米となっております。駐車場が3台分を確保し、家庭菜園を設置するということであります。最大0.6mの盛土を行い、整地を行います。北側の赤道側と海側には既存の擁壁があり、ブロック塀を設置いたします。隣接の〇〇番〇との境界には、先ほども言いましたけれども、ブロック塀が設置される予定で、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては敷地内に集水枡を新設し、先ほどの番号1の溜枡を経由して道路側溝のほうへ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましても合併浄化槽を経由して、雨水と同様のルートで道路側溝へ放流予定となっております。なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、番号1から番号3の順に、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前9時30分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の6名で見てまいりました。順にと言われましてもほとんど同じ案件ですけれども、1か所ということでまとめて言わせていただきますけれども、場所は国道251号線の〇〇バス停ですね、手信号の信号機のある交差点より200mほど海側に下ったところにある、言えば住宅街の一角であります。〇〇委員のすぐ近くなんですけれども、今事務局からありましたように、雨水については、手前が道路ですけれども、道路側溝がありますので、そちらに集水枡を経て放流ということであります。周囲、北側、東側ですか、3m程度、十分な間隔を設けてある計画でありまして、そちら側も周辺の同意も得られているということで、問題ないと思います。ご審議のほどお

願います。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からも、番号1から番号3の順にご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明のとおり、問題なかったと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、番号1の審議に入ります。  
ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。  
次に、番号2の審議に入ります。  
ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
（「なし」との声）

議 長 ご意見がございませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。  
次に、番号3の審議に入ります。  
ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
（「なし」との声）

議 長 意見がございませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、次の案件、番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、6ページをお願いいたします。

番号4です。東京都の〇〇さんから布津町の株式会社〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目が畑、面積は32平米となっております。転用の目的は〇〇設置用地です。申請地を譲り受けて、経営している〇〇の出入口に危険防止のための〇〇を設置したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となっております。

まず、右側の設置図面のもう一つ右側の三角形の図面の中に「碎石敷」というふうに文言がありますけれども、ここを訂正いたします。「コンクリート敷」ということで訂正をお願いいたします。

本案件につきましては、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

看板設置用地32平米となっております。現状のままの高さで既に石積みがあり、また、コンクリート舗装するので、土砂の流出の心配はありません。看板は高さ1mの基礎コンクリートを地中に90センチ埋めて転倒防止措置を行います。看板本体の高さにつきましては、基礎コンクリートの地表に出る部分を合わせて4.8mです。看板部分につきましては、2.7m掛ける2.7mとなっております。雨水につきましては、南東側の既設のU字溝へ放流予定となっております。

す。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前9時10分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の6名で見てまいりました。場所は国道251号線沿いの〇〇前とかJAの〇〇とかありますけれども、そこから〇〇医院に直線がありますけれども、そこを経て、その先、緩やかな左カーブになります。その先に、カーブの先に申請人の〇〇という〇〇がございますけれども、申請地はそのカーブに差しかかったところの、言えば国道沿いの土地であります。

面積はすごく小さいんですけども、先ほど事務局からもありましたように、レベル的に雨水の量もそう大したことないと思いますけれども、国道に流出する可能性も設計上ないということで、図面の左上ですかね、そのすぐ下に、先ほど写真でもありましたように、左下、そこに水路がありますので、雨水についても何ら問題ないと思われそうです。

いずれもこういう申請というのは建設計画があつての申請が原則でありますので、許可後は速やかに建設をというお願いをしてまいりました。

以上のようなことでありまして、本申請について、許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からの意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員のおっしゃったように何ら問題なかったと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次の案件、番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いいたします。

番号5になります。本案件につきましては、去る7月24日に、当時の〇〇の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇委員と事務局4名で現地を確認してまいりました。去る7月26日開催の第37回総会の議案第161号 違反転用事案報告に係る意見についてで、追認許可せざるを得ないとの意見を付すことで可決していただいた案件となっております。7月29日付で県へ違反転用事案報告を提出いたしました。その後、県から7月31日付で追認許可相当の判断がされたということでございます。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので第1種農地と思われそうですが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われそうです。

〇〇工場用地として、転用面積791平米となっております。隣接地の宅地、既存の〇〇工場と一体利用となります。現状のままの高さで、境界には石垣とコンクリート擁壁がしてあります。コンクリート舗装もしてあり、土砂の流出の心配はありません。〇〇工場、鉄骨造平家建て167.28平米、〇〇置場、木造平家建て46.62平米となっております。〇〇置場と露天駐車

場5台分を確保しております。雨水につきましては、側溝及び溜枒を經由し、排水パイプを經由して道路側溝へ放流されております。汚水・雑排水については発生いたしません。既に工事が完了しているため、新たな支出等はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは7月に行った案件ですけれども、この〇〇さんのお父さんが大体農家で、ここ自体は段々畑が何枚もあって、それを造成して今の〇〇工場を建てられたそうです。それで、こっちの左側の新しい建物は、その後建てられたものです。そのときにも建てられるときに再確認をして、地目なんかをちゃんと調べておけば問題なかったんでしょうけれども、本人さんはもう宅地であるものと思いついてしまったために、今になって農地であることが分かって、追認許可の願いが出たわけです。日照とか排水とかは別に問題ありませんでした。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次の案件、番号6について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、8ページをお願いいたします。

番号6、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇、地目が田、面積が383平米です。転用の目的は住宅兼車庫用地です。申請地を〇〇から譲り受けて、住宅兼車庫用地として利用したいということでございます。権利の内容については贈与、期間については許可日、そして、期間が永年となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に継続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

住宅兼車庫用地383平米です。住宅兼車庫、木造平家建て、建築面積は172.88平米です。車庫には4台分を確保いたします。最大0.3mの盛土を行い、整地を行います。土留め工事と防護柵を設置するので、土砂の流出の心配はありません。車の出入りにつきましては、北側の隣接地の宅地であります譲渡し人の方から、そこを通ることについての同意書の提出がっております。雨水につきましては、新設される溜枒及び側溝を經由して、西側の水路に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由し、西側の水路へ同じく放流予定となっております。なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではございますが、〇〇番〇〇推進委員が関係する案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前10時10分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局

3名で見てまいりました。1人でしゃべっているようで申し訳ないですが、場所が県道雲仙西有家線ですね。〇〇等あるような、あそこからの県道を上に、山側に2キロぐらいですか、上ったすぐその道路そばのところでありますけれども、先ほどの〇〇推進委員の自宅ですか、家のすぐ南側じゃなくて海側ですね。田んぼの跡がありますけれども、畑であったらもう家庭菜園という感じですかね。すぐ近くで接続でありまして、先ほど事務局からもありましたように、西側手前、進入口のほうですけれども、そこに水路がありまして、そっちに雨水等々放出ということで、何も問題ないと思って、見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど言われましたとおり、何ら問題はないと考えております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議 長 次の案件、番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、9ページをお願いいたします。

番号7、口之津町の〇〇さんから口之津町の〇〇さんへ、口之津町〇〇番〇、地目が田、面積が533平米となっております。転用の目的は専用住宅建築となっております。申請地を譲り受けて、住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては贈与、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、水道管、下水道またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益施設、こちらでは〇〇庁舎と〇〇医院さんが該当いたしますので、第3種農地と思われます。

住宅用地、553平米となっております。なお、一般個人住宅の転用面積の基準につきましては、のり面、進入路を除く有効面積の上限の目安が500平米となっております。今回、通常で見れば500をちょっと超えているかなと思われましても、今回、進入路が110平米であり、進入路以外の宅地部分が423平米となるため、基準内となっております。一般個人住宅、木造平家建て、建築面積118.41平米となっております。最大1.3mの盛土、最大0.6mの切土をして整地を行います。土留め工事とブロックとフェンスを設置して、土砂の流出を防ぎます。敷地内の駐車場部分にはコンクリート舗装をいたします。進入路部分につきましては砂利敷となっております。雨水につきましては、新設される溜枡と、敷地内に側溝を設置しますが、そちらを経由して南側の水路のほうへ放流される予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、同じ南側の水路へ放流予定となっております。なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。去る１２月２２日の２時から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局３名、計６名で現地を視察してきました。場所は国道２５１号線のところで、〇〇と〇〇があるすぐ隣の場所です。立地条件的には長くなっていますが、昔田んぼだったんですけれども、これが〇〇とか〇〇ができたときに埋められて、今、左側のほうの赤いところを少し崩して側溝みたいなものがありますけれども、そこを道にするということでございました。そこに水が溜まるとちよっといけないかなという、「これは溝をしないのか」とか言いながらいたら、この図面に小さく書いてあるそうでございます。側溝が設けられるということで、雨水はそれで対処ができるのかなと。右と左へ側溝がありますので、Ｕ字溝が埋まっていますので、雨水は大丈夫かなと判断してきました。別段、影も問題ないし、ほかも全部家が建っていますので問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ありません。皆様のご審議よろしく願います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

## 議案第２１号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第２１号 農用地利用集積計画の決定について説明いたしますが、その前にちょっと修正点が幾つかありますのでよろしくお願いいたします。

まず、１１ページ、番号４の譲受人の経営面積が「０」になっておりますけれども、こちらが「２６７」アールということで、修正をお願いいたします。

次、同じページの７番になりますけれども、今回、譲渡人の方がちょっと途中でお亡くなりになったということで、ここは今回審議に入らないで欠番ということでお願いいたします。

そして、１４ページになります。３７番の出し手のほうについて、持分２分の１の〇〇さんの名前が上下に書いてありますけれども、下のほう、「〇〇」さんではなくて「〇〇」さん、片仮名の「〇〇」という字を入れていただければと思います。

以上、修正点になります。

それでは、今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権は再設定のみ、１件、２、９３２平米となっております。使用貸借権は、今月はありません。所有権移転が、売買１１件の２万２５５平米、贈与が３件、６、８６６平米の計１４件になります。２万７、１２１平米となっております。

中間管理事業の一括方式分につきましては、新規は賃貸借権が６件、３万５、２１２平米、使用貸借権が７１件、３９万２、５３２平米の計７７件、４０万７、２４２平米となっております。再設定は賃貸借権のみの４件、１万６２６平米となっております。中間管理事業の合計につきましては、８１件の４１万７、８６８平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、11ページをお願いいたします。

（議案第21号 所有権移転 番号2～6、8～16を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま

す。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。14番ですが、所有者不明でも売買できるんですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 所有者不在といいますか、相続人がない土地について処分する場合、財産管理人というのを裁判所で立てていただく形になります。その費用を使って立てられたのが今回〇〇さんという形になりますので、処分するに当たっても、裁判所の処分してもいいという許可を新たにもう一個取ることが必要になってきます。それが調って初めて売買等、名義、権利の移転ができるという形になります。

以上です。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今の意見でちょっと不明な部分はありますけれども、所有者というのは、これ旧干拓か何かのところでしょう。そのときには誰か所有者があったということは、もう一族もろとも全滅ってことでよかったですか。

（「理論が違う」との声）

〇〇番〇〇委員 理論が違うと。土地というのは前からのやっぱ所有者というか、大々的に、何か親戚かれこれ、いろいろ血でずっと、ぱ一っといっぱい相続人がいるような感じになると私は思うておったんですけれども、不明というのはおかしい。追い詰めないのかなと思っておったんですけれども。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 今回のケースにつきましては、ちょっと詳細は分かりませんが、一般的に相続というのは、基本的に相続人全員が一旦相続権はあるんですね。その中で協議が調えば相続人の中でどなたか1人という形になりますけれども、調わない場合は持分共有で相続が成ります。その持分を持った方が万が一亡くなられて、負の遺産が大きくて周りが相続放棄した場合、相続人がいなくなるという土地になってしまいますよね。

〇〇番〇〇委員 相続を退くわけだ。

事務局（〇〇） という形も考えられます。ここが、今回の案件がそういうケースかどうかはちょっと分かりませんが、そういった事例等、直系の卑属とか、もう相続人がいなくなってしまうとか、一人っ子でもう親もいない、兄弟もいないということであれば、もう相続人がいなくなりますので、そういった事例も考えられます。

〇〇番〇〇委員 いとこ、はとこのところまでいかんと。

事務局（〇〇） 基本的にはいかないです。

〇〇番〇〇委員 結構遡っていけば、今度はじいさんのときの名前があつたりなんだりして、ぱ一っ

そっちまでやぜらしかけんか、ずっとまでいって、これは誰かというところまで印鑑をもらわんばいかん、今状況になっておるじゃなかですか。

事務局（〇〇）　そこがもとの所有者から見て相続人になりますんで、もう相続してしまった後の相続人は、もうその方だけになってしまいますんで。

〇〇番〇〇委員　死んでしまうか、どちらかたい。消えてしまえばざまあ見ろという状況になっとたい。

いや、今、土地ば変えようかなって、名義変更ば変えんばいかんけんが今悩みよるところやけれども、こがん放棄ばすればよかだけならよんにゅ放棄ばしろと言うてあるかと思ってたんで。ありがとうございました。

〇〇番　〇〇委員　結構あるんですよ、こがんとこも。

議　長　ほかにございませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員　〇〇番〇〇です。関連して質問なんですけれども、13番と14番について、それぞれ2分の1ということになっておりますが、もともと共有の2分の1であった土地なのか、あるいは誰か所有者が亡くなって、相続人が2人なら2人いらっしゃるって、そのうちの1人が所在不明という形での相続財産管理分なんですか。だから、ここでの所有者不明土地管理人、要するに聞きたいのは、もともと2分の1であれば、その所有者がいないということでの部分でいいんでしょうけれども、もともとが1人の方が所有されておって、相続人の中の1人が所在が分からないということであれば相続財産管理人になろうかと思うんですよね。その辺のちょっといきさつが分かりませんので、もともと2分の1だったのか、相続が発生して、そのうちの1人が分からないのか、その辺はいかがでしょうか。

事務局（〇〇）　今回の案件は、もともとお二方子供さんがおられて、もとはお父さんが所有者だったんですけれども、もうお父さんが亡くなられて相続を登記されてなかったという案件で、今度その土地を処分するに当たって相続の登記をしなければいけないけれども、実際は2人なので、ただそのもう片方が、恐らく亡くなられているか何かだと思います。そういった形で相続の協議ができない案件になりますので、それぞれの持分で相続登記がなされております。その一つについては先ほどの筆になりますけれども、もう一件の案件ですね。そのもう一人の、相続人の一人のほうでそういった事情があって管理人がいなくなっているということで、今回そういう管理人を立てられて、その土地の処分を行いたいということでございます。

議　長　〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員　今の説明では、2分の1ずつの相続人の一人が亡くなった。それで、その方については相続人がいなかったわけですね。というのも、不明管理人じゃなくて、今の説明では相続財産管理人の選任じゃないかなと思うんですけれども。その中の相続人不明の人が亡くなったということで裁判所の許可を受けてあるわけですかね。

事務局（〇〇）　一応この分につきましては、亡くなられたのが令和元年にもとの所有者が亡くなられて、その相続発生時には2名、今回のもうお一方と今回の分とが相続人として存在しておりました。そのもうお一方のほうで亡くなられて相続人がいないという形で裁判所の許可を得ていますので、決定内容につきましては、共有持分について、所有者不在土地管理人による管理を命ずるということとなっております。

議　長　〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員　〇〇番〇〇です。結局相続人の一人が亡くなられたということであれば、その方に配偶者あるいは子供さんがいなかった場合は、親兄弟にいきます。今の説明では、もともと1人だ

った所有者が〇〇さんとその方であるとすれば、恐らくその場でもう相続人が〇〇さんですから、〇〇さんは相続人になるはずなんですよ。だから相続登記が未了の状態じゃないかなと推測はされますけれども、今の説明の中では。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） 今回の案件について詳しく、どういった経緯で相続人がいない経過になったのかは臆測になりますので、ちょっと調査は控えたいと思いますけれども、通常であれば、先ほど〇〇委員さんのおっしゃるとおり、その亡くなられた方の配偶者、子供がいなければ親にいく。その親がいなければその兄弟まで、その亡くなられた方の兄弟まで権利はあります。ただ、その方が万が一相続を放棄された場合、その分は相続人のいない土地になってしまいます。その亡くなられた方の持分を譲り受ける権利を放棄する場合、その権利は宙に浮きますので、その分は管理人を立てないと処分ができないという形になります。

〇〇番 〇〇委員 裁判所が認めているので、それでね。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

私語を慎んでください。

〇〇番〇〇委員 放棄ということになれば、その下にいかん、そもそも相続権がなくなったことになりますから、相続人の一人が共有であればその人も相続人になるはずなんですよ。それで裁判所がどういう形で申立てしてあるのか。恐らくこの申請の際には審判書なり当然つけておかないと、ここでいう所有者不明土地の管理人である権限がありませんから、その裁判所の審判の内容とかというので本来できるんじゃないのかなと思いますけれども、その辺がちょっと理解できないところですね。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） この方法、これは令和5年の4月1日から法律が改正されて、ハードルが下がったという制度なんですよ、この不在者土地管理人という制度は。ということで、先ほども〇〇のほうの説明しましたが、裁判所のほうが判断を下すわけです。農業委員会とすれば、その内容がどういった内容かじゃなくて、裁判所の判断を受け申請をされているということの案件なので、そこまでは追及をしないんです。ですので、もしも詳しく知りたければ、令和5年4月1日の改正文をちょっと読み込まないと。事例は多分たくさん出てくるとは思いますけれども、今日のところはこのような回答になりますけれども、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、議案第21号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、議案第21号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

議案第22号の議案資料を配付いたします。お待ちください。

資料はお手元に届いたでしょうか。

議案第22号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第２２号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任について、説明をさせていただきます。

今お配りしましたとおり、議案書に書いてありますとおり、議席番号〇〇番〇〇推進委員、担当地区は〇〇町でございます。去る令和６年１２月１３日に〇〇推進委員から、一身上の理由により、南島原市農地利用最適化推進委員の辞任届が会長宛てに提出されました。農業委員会等に関する法律第２３条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」というふうに規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために提案をするものでございます。

なお、〇〇推進委員におかれましては病気療養中ということでございまして、健康上の理由は正当な事由と判断して差し支えないものと思われまます。

また、欠員補充の件もございしますが、このことにつきましては、総会終了後に改めて説明をさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより審議を認めます。審議ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 理由としまして、一身上の都合ということで、病気ということでもありますけれども、診断書は添付されているのですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 診断書のほうは、添付はございません。

〇〇番〇〇委員 それは口頭で一身上の都合、病気で認めてよろしいんですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 口頭では、〇〇の手術をしたばかりだということで、辞任届を持ってこられたときにお話を聞いております。

先ほども申しましたとおり、病気療養が正当な理由には当たると思われますけれども、これについての判断は農業委員会の委員さんが判断をするということになってございますので、事務局としましては、理由としては正当な理由に当たると思います。

〇〇番〇〇委員 〇〇の手術をされたと。〇〇と違って回復の余地もあるということですので、ある程度治療、療養されたら回復されるんでないかと思っておりますけれども、そういう点をしっかりご審議して、まだ改正されて半年もたたないうちに、まだ残り２年以上あるのに、あんまりそういうのを安易に判断するのは、まだ決まっていませんけれども、慎重に審議しなきゃいけないと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長 私にも申出もございまして、辞任届というのがこういうふうに出されております。これにも、先ほど事務局が説明したとおり、一身上の都合ということで書いてありますけれども、私のほうには、口頭では眠れないということでご相談が半年ほど前にございまして、病院で出された分の薬を飲んでいますが、それでも眠れないということをおっしゃってございました。私が知るところはそこまでです。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。意見ございませんか。皆さんでこれから挙手をして判断することになるので。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇さんももう８０歳を超えられて高齢でありますけれども、〇〇の委員さんが一苦

労お願いしたいんですけれども、ちょっと本人に会ってどういう状態かということ聞いてもらえませんか。ここにおったら、内情がどうあるのか全然分からないまま審議するのもちよつとできないかなと思いますけれども。もう少し詳しいことを聞いてほしいと思います。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） 今、〇〇委員が言われたのは、慰留に努めるということでご理解して、慰留、そういうふうにご理解してよろしいんですかね。それとも……

〇〇番〇〇委員 説明不十分。本当の、本当というか、実際どういう状態なのか、ここにおっても話合いけないでしょう。詳しいことを〇〇さんに会って話を聞いてほしいということです。

事務局（〇〇） ですので、それは慰留も含めてということでご理解してよろしいですか。

〇〇番〇〇委員 できればです。はい。

議 長 ほか、何かご意見ございませんか。

それでは、審議保留ということでしょうか。審議保留に賛成の方の挙手を求めます。

すみません、農業委員さんだけで結構です。

（賛成者挙手）

議 長 それでは、審議保留のご意見が１８名ということで、本日は保留にしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 それでは、議案第２２号 南島原市農地利用最適化推進委員の辞任については、保留ということで決定いたします。

次に移ります。**農地法第１８条第６項の規定による通知**について。

２６ページは、農地法第１８条第６項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

２７ページから５９ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

６０ページは、**農地中間管理事業の推進に関する法律第２０条の規定による解約**でありますので、ご覧ください。

６１ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

番号１の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） すみません、先ほど解約のほうの通知のことで、ご覧くださいということでしたけれども、３６ページの４９番、使用貸借を解約した旨の通知についてのところになりますけれども、こちらの使用貸人と使用借人、反対に入っておりますので、すみませんけれども、貸人のほうが〇〇さんになります。借人のほうが県の農業振興公社になりますので、４９番は逆ということで、すみません、訂正をお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 その件に関して、質問よろしいですか。

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 １８条６項の規定による通知、これも解約ですね。

事務局（〇〇） はい。

〇〇番〇〇委員 そして、あと多いのが使用貸借を解約した旨の通知。加津佐の案件が非常に多い。これは必ず土地改良のことですかね。何でこがんだいんですかね。

議長 事務局。

〇〇番〇〇委員 会長、あなたは理事をされているので、5回も議事されておるけん、理事会出席しておるはずでしょう。

議長 はい。

〇〇番〇〇委員 この案件は、会長は分かっているはずなんですが。何でこんなに〇〇が多いか。

議長 一遍に出ていますね。

〇〇番〇〇委員 補助金か何かの問題ですか。

議長 いや。理事会にはこの数を一遍に出すとかという話は出ていないです。

〇〇番〇〇委員 そうですか。

〇〇、どういうふうなことだと思われませんか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 中間管理機構で〇〇が始まってから、機構集積協力金のほうの交付を受けていたと。そのときが旧地番で貸し借りをされていて、換地が終わりまして、今度新しい地番に変えるときに、旧地番で貸し借りをしていますので、一回解約をしないとイケないと。そういうことで〇〇のほうか。

今回は機構集積に係る部分だけ出ていますけれども、次は機構集積以外の部分を一回解約したいと届けが出ていますので。

〇〇番〇〇委員 旧地番で新しく換地した地番と変えるということですね。

事務局（〇〇） に変えるために、今入っている貸し借りを一回解約。で、新しい地番で貸し借り。

〇〇番〇〇委員 集団の契約をされておるから補助金が相当来るわけで、多分二重補助金取りかなという質問でした、分かりました。

議長 61ページをご覧ください。

非農地証明書交付願が出ております。

番号1の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書願について、61ページをご覧ください。

番号1、長与町の〇〇さん、土地が有家町〇〇番、地目が田で、現況が山林となっております。面積のほうか1,026平米となっております。転用の目的は山林です。

令和6年に、相続により取得されましたが、既に荒廃しておりました。生前、父のほうから平成15年頃にミカンをやめて耕作しておらず、その後、山林化したと聞いておりました。なお、非農地になることについて、近接している農地の所有者からは承諾を得ていることを申し添えます。

なお、こちらにつきましては、ちょっと土地が縦長になっていますけれども、見たところ山林化しているということでございますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前10時40分頃より、〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は広域農道の〇〇付近です。〇〇酒屋というのが角にあるんですけども、そこから有家側に200mぐらいですかね、二、三百mです。〇〇支所とか〇〇に行くとき私がよく通る道なんですけれども、そこからもうすぐ、歩いての現場、申請地がありますが、その手前までしか行けませんでしたけれども、ご覧のとおり山林化しておりまして、非農地証明、これはやむなしと思っております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございますか。  
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。周りも山林でした。地目は山林です。北側のちょっと荒れているよ  
うに見えているところが田ですけれども、もう荒廃して、許可を得ているということでしたので、  
問題ないと思います。審議のほうをよろしくお願いします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。  
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。  
以上をもちまして、議事を終了いたします。